

判決要旨

一、 地方裁判所の支部は、その地方裁判所の一部にほかならないから、地方裁判所の本庁と支部との間においては、刑事訴訟法上の土地管轄の問題は生じない。

二、 起訴状記載の公訴事実等を判決書に引用することを認めた刑訴規則第二一八条は、判決書に罪となるべき事実を表示する方法に関する定をしたにすぎないので、刑訴第四四一条第一項または第三三五一条第一項を改変したものではない。

三、 D党地区委員会名義の宣伝ビラを警察官等に配布する目的で警察署庁舎に立ち入る行為については、同建造物の看守者たる警察署長の黙示の同意または推定的同意があつたものとはいえない。

四、 建造物看守者の意に反して建造物に立ち上つた以上、その立入が平穩公然になされたものであつても、建造物に侵入したものである。

五、 警察署庁舎の看守権は、旅行その他看守権をみずから行使することのできぬ事情があるためこれを他の者に委ねた場合のほかは、退庁して同庁舎内に現在していなくても依然として警察署長にある。

主 文
本件各控訴を棄却する。
理 由

弁護人蓬田武の控訴趣意は別紙記載のとおりで、これに対する当裁判所の判断は次のとおりである。

論旨第一点について

論旨は、本件は宇都宮地方裁判所栃木支部で審判すべきものであつたのに宇都宮地方裁判所のいわゆる本庁〈要旨第一〉でこれを審判したのは不法に管轄を認めたものだというのである。しかしながら、地方裁判所の支部は、地方〈要旨第一〉裁判所の事務の一部を取り扱うためその地方裁判所の管轄区域内に設けられるもので（裁判所法第三十一条第一項）、要するにその地方裁判所の一部であるにすぎず、いわゆる本庁と別個独立な裁判所なのではない。従つて、ある事件をその地方裁判所の本庁において審判するか支部において審判するかは、同一裁判所内の事務の配分の問題であるに止まり、訴訟法にいう管轄の問題とはならないのである。本件についてこれを見ると、本件はその犯罪地も被告人らの住所、居所も栃木県内であるから、起訴当時の被告人らの所在地の問題を云々するまでもなく宇都宮地方裁判所の管轄に属するものであること明らかである。しかればこれを宇都宮地方裁判所の本庁で審判したからといつてなんら不法に管轄を認めたものとはいえず、その他原審の訴訟手続に管轄に関する規定に違背した点は認められないから、論旨は理由がない。

論旨第二点について

刑事訴訟法第四四一条第一項に「裁判には、理由を附しなればならない」と規定し、同じくその第三百三十五条第一項に「有罪の言渡をするには、罪となるべき事実を示さなければならぬ」と規定しているのは、裁判一般又は有罪の判決をすすめるに当つては右の事項をも併せ示さなければならぬことを規定したにすぎないので、その理由又は事実を必ず裁判書の中に具体的に記載しなければならないという意味までも含んでいるものではない。その理由なり理由の一部である罪となるべき事実なりをそのまま裁判書に記載するか、あるいは他の書類（特に訴訟記録中のそれ）の記載を引用してこれに代えるかは、要するにこれを示す方法の問題であつて、理由もしくは事実を示すこと自体とは別個に考ふべきことがらなのである。いかえるならば、たとえ引用の方法をとつたにしろこれを示したことに変わりはないわけで、これを裁判書が全然その点に言及していない場合と同一に論ずることはできないのである。従つて刑事訴訟規則第二百八条はなんら前記刑事〈要旨第二〉訴訟法第四四一条第一項及び第三百三十五条第一項の例外を定めたものではなく、むしろ法のかゝる規定の存〈要旨第二〉在を前提としてその表示の方法に関する定をしたにすぎないのであるから、裁判所の規則をもつて法律を改変したという所論は正当でないといわなければならない。次に、論旨は引用した場合には引用にかゝる書面を判決書に添附すべきだと主張する。これは恐らく引用にかゝる書面の写を添付すべきだという趣旨であらう。しかしながら、所論のように当該書面の写を添付するということは「引用」という觀念の要求するところではない。むしろ判決書とは別個に存在する書面の記載をもつて判決書の記載に代えるのが引用の引用たる所以なのである。たゞ、かような引用を無制限に許すことは判決書を読む者にとりきわめて不便を生ずることを保し難い。それで刑事訴訟規則は引用を許される書面を起訴状その他一定の書面に限つたのであり、これらの書面と判決書とは同

を得たと主張するのであるが、被告人らは右Aと庁舎内で会う前にすでに故なく同
庁舎内に侵入していたものと認むべきことさきに説明したとおりで、いかえれば
被告人らがAと出会つたのはその建造物侵入罪が既遂に達した後のことなのである
から、かりにその際同人が同意を与へたとしても犯罪の成否に影響がないのみなら
ず、原審証人Aの供述によれば、同人は前記のごとく被告人兩名に庁舎内で出会つ
た際「こんなビラなどまかずに帰つたらどうか」と申しあげたことが認められるの
であつて、これによれば、たとえそれ以上強く退去を求めなかつたにせよ、同人が
被告人らに対しさらにそれ以上庁舎内に立ち入ることを承諾したとか、あるいはこ
れを黙認したものと解せられない。また、〈要旨第五〉かりに右Aが同意を与へた
と仮定したところで、同人は右庁舎の看守者ではない。その看守権は退庁して同
要旨第五〉庁舎内に現在していなくとも依然として建物管理者たる両警察署長に在る
のであつて（「看守」というのは現実の監視ということと同義ではない、人をして
監視させるのも見た「看守」である）、本件においては右の看守者が旅行その他看
守権を自ら行使することのできぬ事情があるためこれを他の者に委ねたというよう
な事実も存しないのであるし、いわんやA巡査部長がその看守を署長から委された
というようなことは全然ないのであるから、被告人兩名の立ち入りが本来の看守者
の意に反するものであること前段の説明によつて明らかである以上、A巡査部長が
同意したとしてもそれは同意としての効力を有しないものといわなければなら
ない。その他F巡査部長の同意があつたかどうかの点のごときは、被告人らが庁舎二
階に上り各室にビラを配布して後のことであるから、本件犯罪の成否に関しては問
題とならず、多く論ずる必要はないと考える。

次に、論旨は被告人らは建造物侵入罪の故意を欠くものだと主張するのである。
しかし、前に説明したように被告人らの行為は警察署庁舎内に最初に立ち入つたと
きにすでに刑法第三百十条の罪の既遂となるのであるが、被告人らとして前記のよ
うな目的で警察署に入ることが建造物看守者たる警察署長の意に反するものでは
あることは諸般の情勢上当然知つていたものと認めなければならぬし、わざわざ退
庁後の時間を選んで庁舎内に入つたこと自体がそのことを推知させるのである。し
らば被告人らに故意なしとする所論はすでにこの点において採用し難いのみなら
ず、その後において被告人らがA巡査部長の承諾を得たと信じたという点につい
ても、さきに説明したその際の右Aの態度に徴しそのように信じたものとは認め
難く、またがりに所論のごとくAの同意のあつたものと信じたとしても、A巡査部
長に同意を与える権限のないこと前述のとおりであるから、これをもつて被告人
らの故意の阻却を云々することはできないものといわなければならない。以上い
ずれの点においても論旨は理由がない。

（その他の判決理由は省略する。）

（裁判長判事 大塚今比古 判事 山田要治 判事 中野次雄）